

N-1電制のオペレーション費用について

N-1電制により電源の出力制限（停止等）が行われた場合、発電事業者には、出力制限に伴うオペレーション費用の精算が行われます。

電力広域的運営推進機関では、その妥当性を確認するとともに、公表することとしています。今般、下記の対象期間*の確認結果をまとめましたので公表します。

※対象期間：2023年度～2025年度

（内訳：2023年度45件、2024年度6件、2025年度2件）

1. N-1電制発生時のオペレーション費用

N-1電制における発電機1台あたりのオペレーション費用を発電機定格出力分類別に図1に示します。なお、精算対象となるオペレーション費用は、「代替電源調達費用」、「再エネ特措法に基づく収益」及び「再起動費用」であり、これらの合算値を示しています。

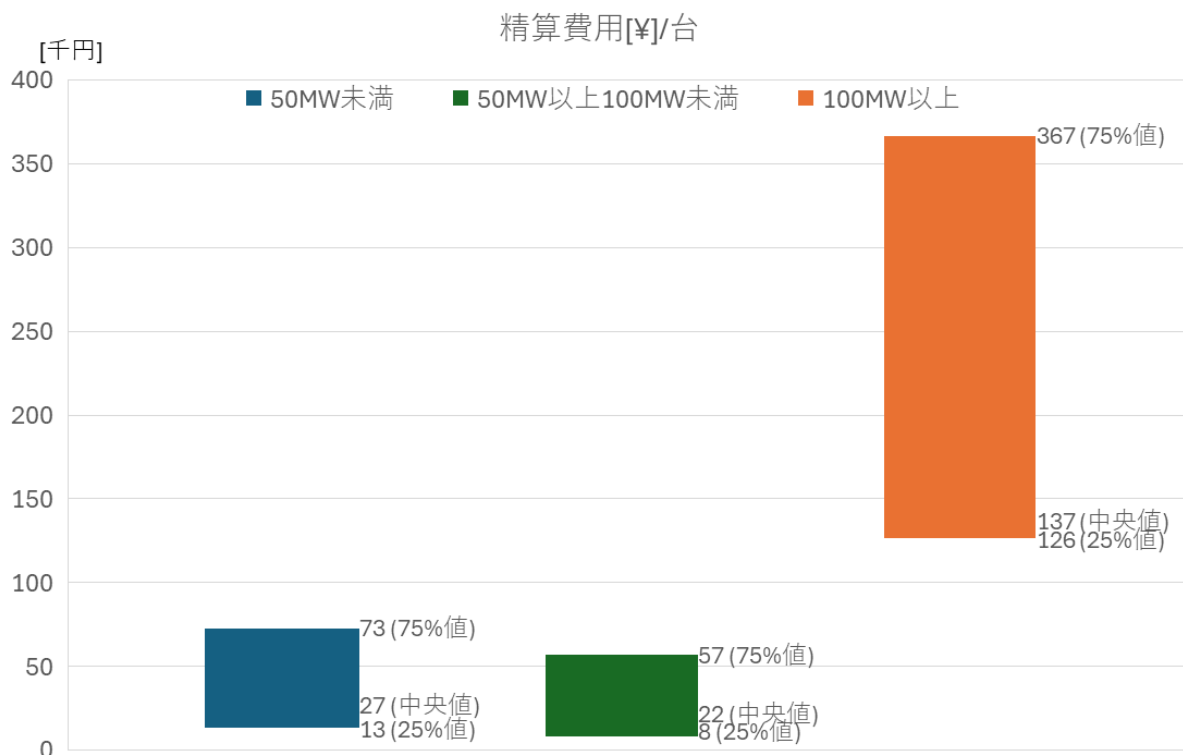


図1 N-1電制の発電機1台あたりのオペレーション費用

※1台の発電機が複数回電制の対象となった場合には、それぞれ1件としてカウント

※個別の精算費用の特定・推定を防ぐため、箱ひげ図から外れ値とひげ（最大/最小値）に該当するデータを除き、四分位範囲（25%～75%）のみ表す

2. 送変電設備復旧までの時間

送変電設備の故障によりN-1電制が発生してから、送変電設備が復旧するまでの平均復旧時間等を図2に示します。なお、復旧までに要する時間は発生した事故様相により変動すること、発電所の系統復旧時間を示すものではないことにご留意ください。

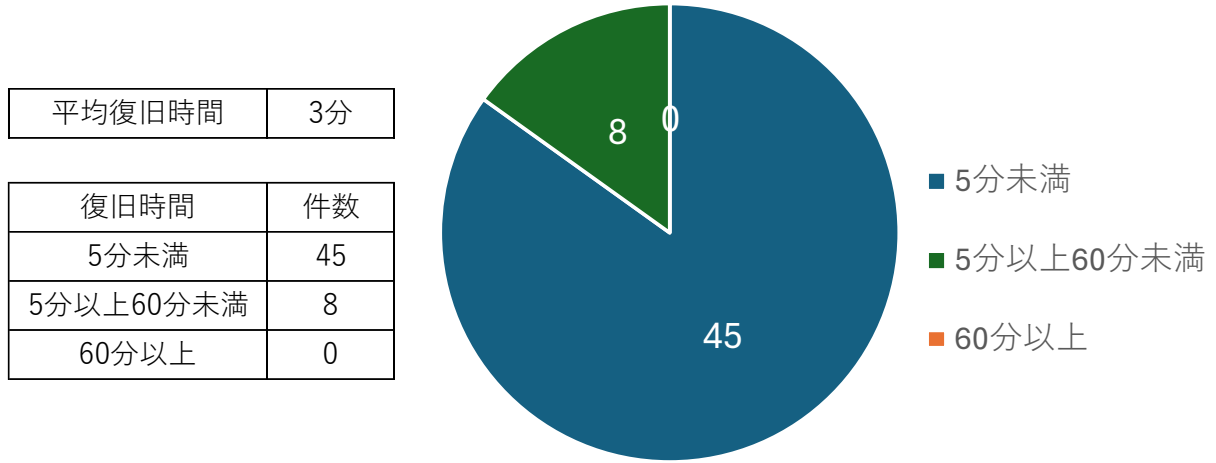


図2 N-1電制発生後の送変電設備復旧時間

以上

[参考] 2026年3月30日 第99回広域系統整備委員会 資料3

[N-1電制の際のオペレーション費用精算に関する情報公表について（報告）](#)